

平成23年6月13日

一般社団法人日本 ELV リサイクル機構 御中
東日本自動車解体処理協同組合 御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

東日本大震災に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の処理に
あたっての留意事項

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在流通しているほとんどの自動車には、エアバッグ類（エアバッグ及びシートベルトプリテンショナー）が装備されていますが、これらには火薬が含まれており、破碎や金属スクラップの再生時の事故を防止する観点からも、解体工程で適正に取り外し又は車上作動を行う必要があります。

今般の東日本大震災により被災した自動車のうち、破損が著しく、人力でドアが開閉しないものや車室が原形を留めていないもの（以下、「大破被災自動車」という。）であっても、その大部分にはエアバッグ類が作動せずに残存しているのが実情です。

大破被災自動車の適正処理にあたっては、手作業によるエアバッグ類の車上作動や取り外し回収が危険を伴うとともに、物理的にも困難と考えられることから、安全性の観点から以下の点に留意し、作業をお願いいたします。

留意事項

1. エアバッグ類の手作業による車上作動や取り外しが困難な大破被災自動車の解体にあたっては、原則、重機（ニブラ）等を用いてエアバッグ類を取り外す。
2. 重機（ニブラ）等を保有していない解体業者が大破被災自動車を引き取り、エアバッグ類の車上作動や取り外し回収が安全に行えない場合には、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第16条第6項に基づき、速やかに、当該大破被災自動車を、重機（ニブラ）等を保有する解体業者に引き渡す。

以上